

## ふれあい・いきいきサロン介護予防等活動支援事業実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、社会福祉法人雲南市社会福祉協議会地区福祉委員会設置規則（以下「設置規則」という。）第5条の規定に基づき、地域自主組織がふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）を通じて推進する、高齢者の介護予防等活動の支援を目的とした助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において「サロン」とは、地域で暮らす高齢者等（以下「対象者」という。）と地域住民等とが協力してつくる集いの場であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 雲南市内の概ね自治会単位や地域自主組織が設置された地区を単位として実施するもの。
- (2) 定期的かつ継続的に年6回以上を目指し実施するもの。
- (3) 対象者があまねく参加できる内容で実施するもの。

2 前項に規定する対象者は、概ね65歳以上の者とする。

### (交付対象団体)

第3条 助成金の交付対象団体は、前条に規定するサロンを通じて、次に掲げる介護予防等活動を推進しようとする地域自主組織とする。

- (1) 孤立防止を目的とした地域の仲間づくり
- (2) 閉じこもり防止を目的とした参加促進
- (3) 介護予防に配慮した多様なプログラムの実践
- (4) 生きがいつくり配慮した学びの場づくり
- (5) 定期的な関わりによる困りごと相談の場づくり
- (6) 参加者同士による見守り・支え合いの促進

### (交付対象経費)

第4条 交付対象経費は、前条各号の活動の推進に要する別表に掲げる経費とする。

### (交付の対象外となる活動)

第5条 次に掲げる活動は対象外とする。

- (1) 趣味の会、同好会（サークル）等の一部の限られた者が参加する活動
- (2) 営利又は特定の政党・政治団体に関する活動もしくは宗教を目的とする活動
- (3) 公序良俗に反する活動

### (助成金の額)

第6条 地域自主組織への助成金の上限額は、各号の合算したものとする。但し予算の範囲内で交付する。

- (1) 地区内でサロン実施自治会の数に、10千円の算定基礎額を乗じた額
- (2) 地区単位でのサロン実施の場合に年額20千円を加算

- 2 前項の規定の「サロンを実施している自治会の数」には、当該年度の9月末日までに新たに立ち上げが予定されているサロンを算入することができる。
- 3 第1項の規定において、複数の自治会で合同により1サロンを実施している場合は、サロンを実施している自治会数を1自治会として取り扱うものとする。

(交付申請及び請求)

第7条 助成金の交付を申請しようとする地域自主組織は、所定の助成金申請書兼請求書(様式第1号)を社会福祉法人雲南市社会福祉協議会(以下「社協」という。)会長へ提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 社協会長は、前条の規定により交付申請及び請求があったときは、速やかにその内容を審査し、又は必要に応じて調査を実施し、助成金の交付が適当と認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(活動報告及び実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた地域自主組織は、半期毎に所定の活動報告書(様式第2号)を社協会長へ提出しなければならない。

- 2 助成金の交付を受けた地域自主組織は、事業が完了したときは、速やかに所定の実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 助成金に剰余が生じた場合は、助成金の返還を求めることがある。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。